

# 青森市に提出する場合の建築確認申請の手引きVersion.3

## 正誤表

平成25年3月1日に発行しました「青森市に提出する場合の建築確認申請の手引きVersion.3」に下記の正誤がありましたので、掲載します。

建築確認申請の手引き 正誤表

ページ	行	誤	正
P.59	第四面	表の上から7段目～10段目 「居室の内装…」～「建築設備に…」欄の 各項目に記入された内容等	削除または斜線 (中間検査時に確認する内容ではないため)
P.60	13行目	工事監理状況報告書の設計者・工事監理 者住所氏名欄 …(二)建築士…	工事監理状況報告書の設計者・工事監理 者住所氏名欄 …(二級)建築士…
P.71	16行目		
P.90	14行目	…の配置図に都市総合企画課で線引 きし…	…の配置図に都市政策課で線引きし…
	20行目		
P91	最下行	角地等緩和…その旨記入する。	角地等緩和…その旨を記入する。
P.92	8行目	水平距離1m…その端から水平距離1m 後退した線…	水平距離1m…その先端から水平距離1m 後退した線…
P.93	6行目	…申請に関わる建築物を既存建築物に 分けて…	…申請に関わる建築物と既存建築物に 分けて…
	8行目		
P.103	7行目	(第四章、下水道整備済区域地図を参照)	削除
P112	11行目	(2)… $S_a \times 36/10 + S_b \pm 20/10$ …	(2)… $S_a \times 36/10 + S_b \times 20/10$ …
P113	15行目	…各階床面積の合計5分の1まで…	…各階床面積の合計 <u>の</u> 5分の1まで…
P115	3行目以下 一覧表	斜線制限一覧表、道路・隣地斜線制限 欄(2)、(3)、(5)の算定式	斜線制限一覧表、道路・隣地斜線 制限欄(2)、(3)、(5)の算定式
		道路斜線(2)、(3) → $H \leq 1.5 \times A$	道路斜線(2)、(3) → 削除
		隣地斜線(2)、(3) → $H \leq 31m + 2.5 \times B$	隣地斜線(2)、(3) → 削除
		道路斜線(5) → $H \leq 1.25 \times A$ または	道路斜線(5) → 削除
		隣地斜線(5) → $H \leq 20m + 1.25 \times B$ または	隣地斜線(5) → 削除
P116	11行目	用途地域の指定のない区域	削除
P202	22行目	②状況写真(撮影方向が…をふる)	②状況写真(撮影方向が…を記入する)
P219	7行目	範囲 <u>の</u> 除いた空間の割合…	範囲 <u>を</u> 除いた空間の割合…
P221	4行目	算定位置は基準 <u>下</u> に低層住居専用…	算定位置は基準 <u>上</u> に低層住居専用…
P222	2行目	この天空率が、適合建築物より計画建築 物が同等以上であれば…	適合建築物より、この計画建築物の天空 率が同等以上であれば…
P224	6行目	これにより1/2以下増築においては…	これにより1/2以下 <u>の</u> 増築においては…
	8行目		